

第I部

第三世界地域の法と発展

## 第1章 東アジアNIEs

はじめに

韓国、台湾および香港は、シンガポールとともに、アジアNIEs「四匹の竜」として知られている。これらの地域の経済は、過去二十年に急速な成長を遂げ、先進諸国に追いつきつつある。いずれも分断国家・地域ないし植民地都市国家であり、かつ中国儒教の影響を強く受けている点で共通する。

韓国と台湾については、日本の植民地であったということもあり、その法の研究については、日本側および現地側ですでに多くの業績が公表されている。ここでは、それらの成果を踏まえながら、簡単に三国（地域）の法と発展の問題を簡単に紹介しておこう。

## 1 法体制の発展

これらの法の発展も、東南アジアや南アジアの地域のそれと同じく、西洋資本主義法と接触する以前に存在した原国家法体制、植民地化の過程で形成された植民地国家法体制、および独立後のこの体制によって生じた矛盾を解決し、政治・経済・社会の急速な発展をめざした開発国家法体制という区分が可能である。以下、この時期区分に沿ってその発展を簡単に跡づける。

### 原国家法体制

朝鮮半島およびその対岸の日本列島には、中国の史書にみるように、古くから多くの小部族国家が生起しており、すでに四〜五世紀には比較的大きな王国が誕生し、四世紀後半には高句麗で律令が制定されたという記録もある。その国家の形成に当たっては、中国の儒教や仏教が大きな役割を果たした。九世紀末に遣唐使の派遣中止により相対的に独自の文化を作りつつあった日本とは異なり、朝鮮半島の諸国家は、政治的にも文化的にも中華大帝国の大きな影響を受けていた。その法体制は、李氏朝鮮においては当初明律が適用され、後に経国大典（一四八五年）が制定されたことから理解できるように、形式的には、中国の律令体制を忠実に継受していた。文化的

には、中国以上に儒教的色彩が強かったことが指摘されている。このような上層部の公式法システムとは別に、村落や同業者集団間においては広範な自治が認められていたことも、他のアジア諸国と共通している。

台湾の「文明化」は比較的新しい。同地には古くから高砂族が居住しており、オランダやスペインが覇を競うこともあったが、最終的には、一六六二年に、南明の遺臣鄭成功がオランダを駆逐して、同地を漢民族の支配下においた。一六八三年に、同地は鄭氏を滅ぼした清の版図に組み込まれた。以降、清の法制が導入されるが、このような経緯からみても、原住民高砂族はもとよりこの当時から植民しつつあった「本省人」の間にも広範な自治が認められていたと考えられる。これに対して、香港は古くから中国の領土の一部であった。しかし、一八四四年阿片戦争の結果イギリスに割譲された時点においても、人口も希薄な寒村であり、そこには確固たる国家支配があつたとは考えにくい。

いずれにしても、この地域においては圧倒的な中国文化の影響のもとで、基層部には比較的統合された文化が存在していた。例えば、これらの原国家においては少なくともその後期には例外があるとはいえず、言語はほぼ共通しており、このことは、他のアジア地域でのその多様性とは対照的である。

## 植民地国家法体制

韓国は一九一〇年の日韓併合により、台湾は一八九四年の日清戦争後の下関条約により、日本の植民地となった。しかし、両国の植民地化の問題は若干複雑である。というのは、両国は、近代日本の支配下に入る前にも、すでにみたように多少とも中華帝国の支配下にあったからである。しかし、近代西欧法の導入と関連づけるならば、植民地国家とは、西洋型資本主義国家によるのみなされるべきであり、それ以前の原国家レベルでの支配・服従の關係とは区別される。とはいえ、日本による支配が近代植民地型のものであるとしても、この両国が日本というアジア国家により支配された特殊性は残るように思われる。そこで導入された法はドイツやフランスを淵源とするものであったとはいえ、その導入は法文化を異にする日本を通じて行なわれたのである。また、それが、特殊な日本イデオロギーと結合して行なわれているという点も重要であろう。例えば各地に建立された神社に象徴される皇民化政策は、日本というアジアの近代国家による植民地支配の特質を表現している。もっとも、他のアジア諸国と同様、導入された法は、主として民法や商法という経済取引法を中心とするものであり、家族制度などについては基本的には各地の慣習が認められたにしても、それは皇民化という点で西欧のアジア支配とは異なっていた。

この期間に導入された近代日本法は、現代でも、両国の国家法制度の根幹をかたちづくっており、その基層文化の共通性（中国文化の強い影響）を併せて考えれば、日本を含む三国を極東法系という概念でくくることが可能なようである。

これに対して、現在も植民地である香港には、百数十年にわたって導入されたイギリス法が国家法の全面を覆っている。それでも、その繁栄とともに流入してきた中国人に対しては、特に家族法の領域において彼らの慣習法が適用されている。中国本土においては、社会主義体制下で家族法の「近代化」が行なわれているが、香港で適用される法は、いくつかの立法による以外は、それ以前の慣習法である。

#### 開発国家法体制

一九四五年の日本の無条件降伏の結果として朝鮮半島は「解放」された。しかし、それは当時から進行しつつあった「冷戦体制」により歪められたものであった。一九五〇―五二年の朝鮮戦争によって、この体制は「大韓民国」と「朝鮮民主主義人民共和国」という南北分断国家として固定される。

台湾の場合も同様であった。日本軍の降伏後、蒋介石の指導する国民党と毛沢東率いる共産党の対立は激化し、内戦となった。これに敗れた国民党は台湾に逃れ、国民党政権を樹立した。ここにも南北分断地域が成立したのである。

このような事情から、韓国、台湾ともに、当初から反共主義的かつ強権的な性格を帯びざるをえなかった。韓国では、五次にわたって共和制が施行されているが、その憲法のはほとんどがクーデタなどの政治危機を媒介として成立したものである。台湾も、一九八七年まで戒厳令下にあっ

た。両国とも、この期間、反共治立法体制により、国民の政治的・思想的な人権は著しく制限されたものであったことはいうまでもない。

しかし、両国は、一九七〇年代から工業化が比較的順調に進行し、それを基礎として、八〇年代には急速な経済発展を達成し、NIEES（新興工業地域群）と称されるにいたった。八〇年代後半にいたって、冷戦体制の終焉と世界的な民主化ないし政治的自由化の流れの中で、台湾・韓国とも民主化が進行しつつある。台湾では、上述のように八九年に戒厳令が解除され、その後も統治体制の民主化が進んでいる。韓国でも、八七年の大統領選挙において平和裡に新大統領が選出されたことからみるように、不安定な要因はあるものの民主化は急速に進行しつつある。

これに対して、香港は未だにイギリスの直轄植民地であり、これを開発「国家」としてとらえることには問題もある。しかし都市植民地でありながら、背後に豊富な労働力を有する中国を抱え、また植民地という地位によるレッセ・フェールのな政策もあって、当初から経済は順調に発展し、現在では、韓国や台湾とともにNIEESの一角を占めている。

政治的には、基本的人権という面ではイギリス司法の伝統もあり、他のアジア諸国に比べて整備されてはいたが、統治への参加という面では、その植民地としての性質から著しく制限されていた。しかし、一九九七年の香港の中国返還を前に、議会（立法評議会）にも一部普通選挙制が導入されている。中国返還をめぐることは、これからも多くの問題や議論が噴出するものと考えられる。

## 2 開発国家法体制の現状

NIE Sという語に象徴されているように、韓国、台湾および香港については、第三世界の国家を表現するための開発を至上命題とする「開発国家」という概念は現状にそぐわなくなっているといえるかもしれない。しかし、そこには未だ発展途上たる性格も顕著である。以下、政治、経済および社会という位相に分け、その法体制の特質を検討する。

### 政治と法・憲法体制

すでにみたように、韓国と台湾は日本の植民地支配を経験している。その結果として、公法の領域においても大陸法の影響が濃厚であることが指摘されよう。

韓国においては独立当初イギリス型の議院内閣制が導入され、またアメリカ型大統領制も採用されたが、いずれもクーデタや軍事独裁制のため機能しなかった。まがりなりにも憲法体制が機能し始めるのは、一九七二年のいわゆる維新憲法下においてであるといえよう。この憲法は、大統領の選任や憲法改正権限を行使する「統一主体国民会議」を設けるなど、特異な制度を設けているが、その基本構想はフランスの第五共和制のいわゆる「ドゴール憲法体制」モデルに属すると考えられる。



一九七九年の朴大統領暗殺とそれにつづく政治危機を経て、八〇年に新憲法が制定されたが、この憲法は、統一主体国民会議の廃止と大統領の直接選挙制の採用にみられるように、よりドゴール型体制に近づいたともみることができ、憲法裁判所の権能などではドイツ基本法の影響も大きい。

台湾には、一九四七年国民党支配下の南京において開催された制憲国民大会で制定された憲法が、国民党とともに持ち込まれている。この憲法は孫文の三民主義を採用し、国民代表大会とその選任する総統の下に、行政、立法、司法、考試および監察という五院を設けるという独特の制度を採用している。しかし、この憲法体制は二点において重大な問題があった。第一に、この憲法も内戦の過程で制定された戒厳法などの非常事態立法により十分に機能しなかった。第二に、国民代表大会や立法院については、この措置により選挙が行なわれなかった結果、台湾住民の政治参加はきわめて制限されたものとなっていた。

一九八〇年代末から台湾でも民主化が進展し、戒厳令が解除され、これと同時に国民代表大会と立法院議員の選挙が、部分的にはあるが行なわれている。一九九一年十二月には憲法改正と総統選出機関である国民大会の代表選挙が行なわれ、民主化にはずみがついている。

香港は、すでに述べたように、植民地であり、形式上はイギリス女王の代理人たる総督が大きな権力を有しているが、実際には政治参加を含めて民主化が進んでいる。もともと、一九九七年の中国への返還をめぐる、中国の政治体制との関係で大きな問題が存在する。中国は、これに

対し、「一国二制度」を公約し、九〇年に返還後五十年間自治を認めることを骨子とする「香港特別行政区基本法」を制定している。

### 経済と法

韓国と台湾では、商事関係法については日本法の影響を強く受けている。韓国の民法典および商法典のいずれも、植民地下に導入された日本法を基礎としている。台湾では、国民党政府とともに、戦前の中華民国時代の民法典や商事法が導入されたが、これらの立法にも日本の学者が参画していることから理解されるように、日本法ないしその基礎にあるドイツ法の影響がきわめて大きなものであった。現在でも、会社法、証券規制や独占法制などの経済関係法の分野では、日本の動きが積極的にフォローされている。

一九七〇年代から始まるNIEES化の過程での経済政策は、両国間で若干異なるものであった。韓国では国家主導型の経済運営が行なわれた。この結果として国家と密接に関係した大企業・財閥が成長している。これに対して、台湾では、経済運営のなかでの「国家」の役割は韓国ほどではなく、民間主導型の発展が追求された。いずれの諸国でも輸出指向型工業化が採用され、これが農地改革の成功とあいまって、両国のNIEES化を可能ならしめたといつてよい。

世界的な経済体制の自由化・規制緩和の流れのなかで、韓国では一九八〇年、台湾では九一年に公正取引法が制定され、市場システムの積極的見直しとそれにもなう競争秩序の形成が行な

われつつある。また、アメリカの強い要請もあり、知的財産法の整備も急である（その詳細に関しては、大来・一九九二）。

香港は、レッセ・フェール経済が長らく採用されてきたが、最近では一般投資家、消費者の保護をめざした法制が整備されはじめている。経済の面では、香港はすでに中国側の深圳等を包含しつつあり、中国返還とともに、この地域の経済法制がどう展開するかは興味深いところである。

## 社会と法

すでにみたとおり、この地域は中国文化圏に属し、儒教の影響が大である。最近では、これらの地域での経済発展がめざましいところから、儒教と経済発展に関する議論が盛んになっている。家族制度も基本的には父系単系制であり、東南アジアに比べると厳しい家族秩序が形成されている。もともと、韓国と台湾では、日本と同じく、戦後、家族法の改革が行なわれており、独自の慣行を残しているとはいえ、その近代化は進んでいる。

アジア社会の特質として、特に農村レベルでの自治があげられる。この構造は、韓国では「セマウル運動」として、農村開発に積極的に活用された。台湾でも、民衆レベルでの紛争処理のための調停制度が利用されていることも報告されている。

もっとも、急速な都市化の流れのなかで、このような旧来の制度の機能する余地は狭められ、むしろ都市におけるこのようなシステムの活性化が課題とされるにいたっている。この意味では、

最近の韓国における自治体の選挙制の導入は意義深いといわねばならない。

一九八〇年代後半からの急速な市場化の進行とともに貧富の格差が増大しているという報告もあり、その解消をめざす社会政策は不可欠であろう。しかし、すでにNIEES化を果たしているこれらの諸国にあつては、それは、東南アジアや南アジアのような自治的なシステムの再評価によつてというより、むしろ国家による社会福祉制度の拡充という方向が重視されるものと考えられる。

### まとめ

東アジアNIEES地域は、法制度という面からみれば日本法の強い影響下にある韓国および台湾と、イギリス法を比較的忠実に模倣している香港との間にかかなりの相違が存在する。しかし、香港は、中国返還の結果として中国法の影響を避けることはできない。しかし、中国の法制自体が、開放体制の指向とともに急激に変容しつつあるという事実をみるならば、それは、必ずしも旧来の社会主義法とはいえない。さらに、社会主義中国の沿海部や朝鮮半島を含んだ広域経済圏構想がかなり展開されている現在、これらの地域の特に経済法制はさらに急激な発展を遂げることは容易に想像される。この場合、社会主義法、大陸法やイギリス法などの混交は避け難く、これによつて、二十一世紀には真の意味で「極東法」が生成されると予想しうるかもしれない。